

発電機を駆動する原動機の調速特性に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編及び H 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編, D 編及び Q 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

発電機を駆動する原動機の調速特性に関する事項

改正理由

本会規則においては、調速機等の要件を規定する IACS 統一規則 M3(Rev.6)に基づき、発電機を駆動する原動機の調速特性を確認する際の負荷投入の方法について規定している。

しかしながら、同統一規則において例示されている段階的負荷投入は、4 ストロークディーゼル機関を対象としたものであり、ガス燃料機関の取り扱いについては不明確となっていた。

このため、ガス燃料機関の段階的負荷投入の取り扱いを明確にすべく、関連規定を改めた。併せて、発電機を駆動する原動機の調速特性に関する規定を鋼船規則 H 編から D 編に移設した。

改正内容

主な改正内容は次の通り。

- (1) ガス燃料機関の段階投入方式は、使用者と製造者間の協定による旨規定した。
- (2) 発電機を駆動する原動機の調速特性の要件を鋼船規則 H 編から D 編に移設した。

改正条項

鋼船規則 D 編 2.4.1, 3.3.1, 4.3.1
鋼船規則 H 編 2.4.1, 2.4.2, 図 H2.1
高速船規則 2.2.1, 3.3.1
鋼船規則検査要領 B 編 B2.3.1
鋼船規則検査要領 D 編 D2.4, D2.4.1, 図 D2.4.1
鋼船規則検査要領 Q 編 Q20.8.1
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 6 編 8.5.2